第七条の四十　法第十九条の二十二第一項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、小児慢性特定疾病児童等、その家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、小児慢性特定児童等、その家族その他の関係者と行政機関、教育機関、医療機関等の関係機関との連絡調整その他の小児慢性特定疾病児童等、その家族その他の関係者に必要な支援とする。

第七条の四十一　法第十九条の二十二第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、創作的活動、生産的活動等を通じた小児慢性特定疾病児童等及びその家族が相互の交流を行う機会の提供、社会との交流の促進その他小児慢性特定疾病児童等が将来自立した生活を営むことができるようにするために必要な支援とする。

第八条第一項中「第二十一条の三第一項」を「第二十一条の二において準用する法第十九条の二十第一項」に改め、「医療費の」の下に「請求の」を加え、「（昭和五十一年厚生省令第三十六号）」及び「（平成四年厚生省令第五号）」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「（昭和二十三年法律第百二十九号）」及び「（昭和三十三年法律第百九十二号）」を削り、同項を同条第二項とする。

第十一条第三号の二を削り、同条第六号及び第七号中「骨関節結核又は骨関節結核以外の」を削る。

第十四条を次のように改める。

第十四条　削除

第十五条中「開設者」の下に「（国を除く。次条において同じ。）」を加え、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「（第三号の二を除く。）」を削り、同条第三号中「（昭和二十三年法律第二百五号）」を削る。

第十八条を次のように改める。

第十八条　削除

第十八条の二第一号ハ中「第六条の二第八項」を「第六条の二の二第八項」に改める。

第十八条の三中「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を削る。

第十八条の四中「（昭和二十五年法律第百四十四号）」を削る。

第十八条の六第二項第二号中「第二十五条の十二第一項」を「第二十五条の十三第一項」に改める。

第十八条の三十四第一項中「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

第十八条の三十六第一項中「第二十一条の五の二十一第二項（法第二十一条の五の二十六第五項において準用する場合を含む。）」を「第二十一条の五の二十一第三項及び第二十一条の五の二十六第五項において準用する法第十九条の十六第二項」に改め、同条第二項及び第三項中「第二十一条の五の二十一第二項」を「第十九条の十六第二項」に改め、同条第四項中「第五十七条の三第三項」を「第五十七条の三第四項」に、「第五十七条の三の三第五項」を「第五十七条の三の三第七項」に、「第二十一条の五の二十一第二項」を「第十九条の十六第二項」に改める。

第十八条の三十七第一号中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改め、同条第三号中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

第十八条の四十三中「第二十五条の十二第一項第二号」を「第二十五条の十三第一項第二号」に改める。

第十八条の四十四中「第二十五条の十二第一項第三号」を「第二十五条の十三第一項第三号」に改め、同条第一号中「（昭和三十四年法律第百四十一号）」を削り、「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この条及び第二十五条の二十四の三において「法律第三十四号」という。）」を「昭和六十年法律第三十四号」に改め、同条第二号中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削り、「法律第三十四号」を「昭和六十年法律第三十四号」に改め、同条第三号中「（昭和十四年法律第七十三号）」を削り、「法律第三十四号」を「昭和六十年法律第三十四号」に改め、同条第四号中「（昭和三十七年法律第百五十二号）」及び「（昭和六十年法律第百八号）」を削り、同条第六号中「（昭和二十八年法律第二百四十五号）」及び「（昭和六十年法律第百六号）」を削り、同条第七号中「（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。）」を削り、「及び移行農林年金（同条第六項に規定する移行農林年金をいう。）」を「、移行農林年金」に、「並びに」を「及び」に改め、「（同法附則第二十五条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。）」を削り、同条第八号中「（平成十六年法律第百六十六号）」を削り、同条第九号中「（昭和二十二年法律第五十号）」を削り、同条第十号中「昭和二十六年法律第百九十一号。」を削り、同条第十一号中「（昭和四十二年法律第百二十一号）」を削り、同条第十二号中「（昭和三十九年法律第百三十四号）」を「昭和六十年法律第三十四号」に改める。

第十八条の四十五中「第二十五条の十二第一項第三号」を「第二十五条の十三第一項第三号」に改める。

第十八条の四十六中「第二十五条の十二第一項第四号」を「第二十五条の十三第一項第四号」に改める。

第十八条の四十七第一項中「第二十一条の三第一項」を「第十九条の二十第一項」に改め、同条第三項中「第二十一条の三第四項」を「第十九条の二十第四項」に改める。

第二十五条の七第二項第二号中「（大正十一年法律第七十号）」を削る。

第二十五条の二十三中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

第二十五条の二十四の三第一号から第三号まで中「法律第三十四号」を「昭和六十年法律第三十四号」に改め、同条第七号中「（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。）」を削り、「及び移行農林年金（同条第六項に規定する移行農林年金をいう。）」を「、移行農林年金」に、「並びに」を「及び」に改め、「（同法附則第二十五条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。）」を削り、同条第十二号中「法律第三十四号」を「昭和六十年法律第三十四号」に改める。

第二十五条の二十六第一項中「第二十一条の三第一項」を「第十九条の二十第一項」に改め、同条第三項中「第二十一条の三第四項」を「第十九条の二十第四項」に改める。

第二十六条及び第二十七条中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

第三十六条の二及び第三十六条の三中「第六条の二第一項」を「第六条の二の二第一項」に改める。

第三十六条の二十九第一号及び第三十六条の三十第一号ハ中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

第四十九条の八第四号中「第二十一条の四」を「第二十一条の三」に改める。

第五十条の二の表以外の部分中「「指定都市」という。）及び」を「「指定都市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、」に改め、同条の表第四条第二項第五条の項の次に次のように加える。

第七条第一項及び第三項 第七条の九第一項	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第七条の九第二項	都道府県は、	指定都市及び児童相談所設置市は、
	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第七条の九第三項及び第四項	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市